



令和2年8月17日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

「とよかわ元気応援券」
8月20日（木）から
取扱店舗の募集を開始します

市では、独自の取り組みとして、市内の取扱店舗で商品券として利用できる、「とよかわ元気応援券」を9月下旬に全市民を対象に配布し、「新たな生活様式」に向けた市民生活の支援と、落ち込む地元経済の一層の振興を図っていきます。

そこで、「とよかわ元気応援券」を取り扱っていただける事業者の方の募集を8月20日より開始いたします。

記

1. 募集期間

令和2年8月20日（木）から（応援券の使用期間中は随時受付）

2. 募集対象

豊川市内で営業している店舗及び事業所とし、大規模小売店舗立地法で規定される「店舗面積が1,000㎡を超える店舗」は、大型店として、それ以外の店舗は一般店として登録します。

大型店のうち、複数のテナントが入居する複合施設については、テナント面積が1,000㎡を超えない店舗は一般店として登録します。

3. 対象外店舗（大型店・一般店共通）

次の要件に該当する店舗は対象外となります。（R1度の「プレミアム付商品券」と同様）

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者
- 2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- 3) 入札参加停止の措置、もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を



有している団体など

5) 「応援券の利用の制限」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗

4. 取扱店舗の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、豊川商工会議所へ郵送・FAX、または、ご持参にてお申し込みください。

一つの事業所で複数の店舗を登録する際は、各店舗別に申込書が必要です。

申込書については、豊川商工会議所で配布するほか、豊川商工会議所ホームページよりダウンロードすることもできます。

【豊川商工会議所】

豊川市豊川町辺通4-4 電話86-4101 / FAX84-1808

5. 店舗登録手数料

無料（換金の際の振込手数料も無料）

6. 説明会の開催

日時：9月14日（月）（密にならないよう、複数回に分けて開催）

会場：豊川商工会議所2階ホール

内容：応援券と現金との換金方法、店頭での応援券受け取りの際の注意事項など。

7. 「とよかわ元気応援券」の概要

1) 配布対象者

9月1日現在で、本市の住民基本台帳に登録されているすべての方
（参考：186,794人・78,224世帯 / 7月1日現在）

2) 応援券の金額

1人あたり3,000円分

【内訳】大型店と一般店で使える共通券が1,000円分
一般店のみで使える専用券が2,000円分

3) 使用期間

令和2年9月28日（月）～令和3年1月31日（日）の4カ月間

4) 配布方法

使用開始日前までに、郵送（対面渡し）にて、世帯ごとにまとめて配布。



5) 応援券の利用制限

応援券の取扱いとして、事業の趣旨（消費の下支えや、地域経済の振興など）にそぐわないものについては、使用の対象外とする。（R1度の「プレミアム付商品券」と同様）

- 出資や債務の支払い（税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金など）
- 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの など

6) コールセンターの設置

とよかわ元気応援券事業の全般的な問い合わせに対応するため、コールセンターを設置。

設置期間：令和2年9月18日～11月13日

問い合わせ先：0533-56-3153

（とよかわ元気応援券事務局コールセンター）

【お問合せ先】

豊川市役所 産業環境部商工観光課 岩瀬、平松

TEL:0533-89-2140 Eメール：shoko@city.toyokawa.lg.jp